

平成31年度 新宿区柏木小学校 いじめ防止基本方針

柏木小学校いじめ防止基本方針(いじめ防止対策推進法第13条)

- 自分も他人も大切にすることを児童の育成に努めます。
- いじめや差別は絶対に許さないという学校・学級づくりに努める一方で、いじめや差別はどの学級にも起こりえるという認識にたって児童の指導にあたり、チーム柏木でいじめの早期発見に取り組みます。
- 本校に学校サポート委員会「かし輪ネット委員会」を設置するとともに、基本的な方針として「学校いじめ防止基本方針」を策定し、当該基本方針に基づき、子どもの心身の安全を最優先に考え、家庭、地域、関係諸機関等と連携し、いじめ問題に組織的に取り組みます。

1 かし輪ネット委員会の設置(いじめ防止対策推進法第22条)

本校に、いじめの防止等に迅速に対応するための組織「かし輪ネット委員会」を設置する。

【構成員】 校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、その他、校長が必要と認める者

○活動内容

いじめと思われる行為を発見したり情報が寄せられたりした場合の対応

- (1) かし輪ネット委員会を開催します。
- (2) その後、すぐにかし輪ネット委員会の協議事項の情報を、全教職員に提供し、指導体制を整えます。
- (3) 必要な家庭・地域・関係諸機関等に指導の協力を依頼します。

2 未然防止に向けた取り組み

○人権教育の推進

児童一人一人を大切に、互いに認め合い、協働する集団づくりをめざして、全校で取り組みます。互いに思いやる心を育てるため、特別活動等の時間において、異学年でのたてわり班活動や柏葉学級や柏木子ども園との交流を推進します。

○道徳教育の充実

思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育の充実を図ります。道徳の時間を中心にして、児童一人一人が互いに認め、思いやる関係づくりに全校で取り組みます。また、9月の道徳授業地区公開講座や6月、9月、2月の年3回の学校公開等を活用し、児童の心の育成を家庭・地域と共に図ります。

○認め合い高め合う学級づくり

Q-Uを活用(2年生以上)しながら、「ルール」と「リレーション」を確立し、よりよい学級経営に努める。

○わかる授業づくり

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策です。そのためには、児童を育てる基盤として、様々な教育活動を通じて自己肯定感の育成に努め、児童が充実した学校生活を送れるようにします。以下の事項を重点的に授業で取り組みます。

- ・基礎・基本の徹底(読み書き計算等は、系統的に確実に)
- ・学習規律の徹底(授業態度、発言、話し合い、文具、ノート、机上整理のルール)
- ・思考力、判断力、表現力を育成するための授業展開の充実(校内研究との連動)
- ・児童の自己評価、振り返りの時間の確保(実感を伴ったの定着)

○情報モラル教育の推進

専門家を活用した教員研修や出前授業(隔年で実施)を通して、児童に意図的・計画的に情報モラル教育を実施するとともに、携帯電話やスマートフォンの使い方やルールづくり等も家庭と連携して進めます。

3 早期発見・対応に向けた取組み

○チーム柏木での教育実践

教職員全員で全児童を指導します。副担任制の導入や3年生以上の教科担任制、1・2年生の交換授業、学期に1回の担任交替ウィーク(6年3学期はなし)、毎年全学年学級編制のシステムの中、チーム柏木として、全児童を指導する意識をもちます。事務職員、栄養士、用務主事をはじめ、様々な職種の職員がアンテナを高くし、いじめ・不登校等につながる要素をキャッチし、早期発見に取り組みます。

○朝・帰りの会や授業中などの観察

教職員は出席をとるときの児童の声や表情、休み時間や授業中、保健室等での児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養います。

○ふれあい月間や個人面談の設定

6月、11月、2月に実施する「ふれあい月間」で、いじめについての児童アンケートを実施し、観察以外でも児童の状況の把握に努めます。アンケートは学年の担任及び副担任の複数で分析し、必要があれば、当該児童への詳細な聞き取り、対応をします。

7月、12月には保護者との個人面談を実施し、必要な情報を共有し合います。また、年度当初に気になることがあれば、相談できるように、希望の方は面談ができるような日程を設定します。

上記以外にも保護者からの要望があれば、必要に応じて面談を設定します。

○スクールカウンセラーの活用

4月に3、5年生の児童とスクールカウンセラーとの簡単な面談を実施するとともに、スクールカウンセラーが各学級の授業訪問や給食の参加を通して、児童が気軽に相談できるようにします。

○いじめに対する早期対応の流れ

①いじめの情報をキャッチ → ②管理職に報告

↓ 必要に応じ

③かし輪ネット委員会を開催、対応の協議

↓ 必要に応じ全教員に情報提供

④いじめをやめさせ、再発防止のため、

継続的に {
・いじめを受けた児童・保護者に対する支援
・いじめを行った児童への指導とその保護者への助言

4 学校評価の実施

- ・いじめ問題への取組等について自己評価を行い、第三者評価等と合わせ、改善を行います。
- ・学校運営協議会において協議を図り、地域とともに防止の取組や解決策を協議し、連携(見守り・挨拶・声掛け等)できる関係を構築します。

5 ホームページでの公開について

- ・「学校いじめ防止基本方針」を柏木小学校ホームページで公開します。